

雇用保険法施行規則及び建設労働者の
雇用の改善等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案要綱

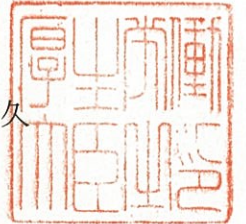
厚生労働省発職0320第2号

平成26年3月20日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 高年齢者雇用安定助成金制度の改正

(一) 高年齢者活用促進コースについて、支給上限額を現行の五百万円から一千万円に引き上げるものとする。

(二) 高年齢者労働移動支援コースについて、次のように改正するものとする。

イ 公共職業安定所の紹介による再就職と民間職業紹介事業者による再就職の双方を対象とするものとする。

ロ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）の施行により、定年後に、同法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しないことによる離職者（現在は六十一歳以降）が生じることから、当該基準非該当離職者についても、本コースの対象とするものとする。

二 両立支援助成金制度の改正

(一) 両立支援助成金を両立支援等助成金とするものとする事
(二) 中小企業両立支援助成金のうち、育児休業又は介護休業をした労働者の職場復帰を円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置を実施した事業主又は事業主団体に対する助成について、廃止するものとする事。

(三) 両立支援等助成金として、ポジティブ・アクション能力アップ助成金を創設するものとする事。

(四) ポジティブ・アクション能力アップ助成金について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情の改善を目的として行う措置に関する目標値を定め、公表し、一定の研修の計画を作成及び実施し、かつ、当該目標値を達成した事業主に対して、一企業あたり十五万円（中小企業事業主の場合は三十万円）を支給するものとする事。ただし、既に当該支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

三 人材確保等支援助成金制度の改正

中小企業労働環境向上助成金について、重点分野関連事業主が健康づくり制度を導入した場合についても助成対象とするものとする事。

四 キャリアアップ助成金制度の改正

キャリアアップ助成金のうち人材育成コースについて、派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、当該派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者に対して、訓練終了後に自社の正規雇用労働者として雇用することを目的に、当該派遣先事業所内での実習と座学等を組み合わせた訓練を実施する場合に、当該派遣先事業主と当該派遣元事業主に当該訓練に要した費用の一部を助成する措置を追加するものとする。

五 障害者雇用促進助成金制度の改正

(一) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金について、民間職業紹介事業者等の紹介により対象者を新たに雇用した事業主も対象とするものとする。

(二) 精神障害者等雇用安定奨励金の改正

イ 精神障害者等雇用安定奨励金について、助成対象の取組に、新規雇用した精神障害者に対し、自らのストレスケアに関する講習を受講させた場合を追加するものとする。

ロ 新たに重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れ、職場支援員を配置する事業主に対する助成に

ついて、精神障害者を雇用した場合の助成金の支給期間を、現行の二年から三年に延長するものとする。

(三) 障害者雇用促進助成金として、障害者トライアル雇用奨励金を創設するものとする。

(四) 障害者トライアル雇用奨励金について、公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介により次のイからホまでの障害者に対しトライアル雇用を行う事業主にへに定める額を支給するものとする。

イ 公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

ロ 紹介日前二年以内に、二回以上離職又は転職を繰り返している者

ハ 紹介日前において離職している期間が六箇月を超えている者

ニ 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

ホ 精神障害者又は発達障害者のうち、その障害の特性等により、一週間の所定労働時間を十時間以上二十時間未満として雇い入れられることを希望する者であつて、当該雇い入れ日から起算して一

年を経過する日までの間に一週間の所定労働時間を二十時間以上とすることを希望する者

へ 障害者一人につき月四万円（ホに該当する雇入れの場合は障害者一人につき月二万円）

(五) 障害者初回雇用奨励金について、民間職業紹介事業者等の紹介により対象者を新たに雇用した事業主も対象とするものとする。

六 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

東日本大震災の被災地への暫定措置について、平成二十六年末まで延長するものとする。

七 キャリア形成促進助成金制度の改正

東日本大震災の復旧・復興状況を勘案し、特定被災区域外におけるキャリア形成促進助成金の特例措置を廃止し、特定被災区域内の事業主のみを対象とする特例措置を平成二十七年三月三十一日まで延長するものとする。

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 建設労働者確保育成助成金制度の改正

(一) 認定訓練の賃金助成額の改正

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を受けさせた場合の賃金助成額を、現行の四千円から五千円に拡充すること。

(二) 技能実習（建設労働者の技能の向上のための実習をいう。以下同じ。）の経費助成率・賃金助成額等について、次のとおりとすること。

イ 技能実習（ハに規定する新たに技能実習に追加する訓練を除く。）を委託して実施する場合の委託先について、中小建設事業主団体等（本助成金の経費助成対象となる技能実習を実施するものに限る。ロにおいて同じ。）を加えるものとする。

ロ 登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、中小建設事業主団体等又は指定教育訓練実施者（ハに規定する新たに技能実習に追加する訓練に限る。）に委託して技能実習を行った場合の経費助成率を、現行の七割から八割に拡充すること。

ハ 助成対象訓練に、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の技術検定に関する訓

練（教育訓練給付金の対象となる訓練であつて、指定教育訓練実施者に委託して行うものに限る。）を追加すること。

ニ 技能実習を受けさせた場合の賃金助成額を、現行の七千円から八千円に拡充すること。

ホ 被災三県（岩手県、宮城県又は福島県）に所在する事業所の中小建設事業主等に対する技能実習の経費助成率は、当分の間、十割とすること

(三) 若年労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業のうち、雇用する労働者に対して雇用管理研修等を受けさせた場合の賃金助成額を、現行の七千円から八千円に拡充すること。

第三 その他

一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。